

香川県条例第36号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第4条 給料は、勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。	(給料) 第4条 給料は、勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第23条の3の規定による手当を含む。第25条において同じ。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）、退職手当、退職年金及び退職一時金を除いたものとする。
(災害派遣手当等) 第24条の8 略	(災害派遣手当等) 第24条の8 国、他の地方公共団体等から派遣された災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、災害派遣手当を支給する。
2～4 略	2 災害派遣手当の額は、1日につき6,620円を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額とする。 3 前2項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。 4 国、他の地方公共団体等から派遣された武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、武力攻撃災害等派遣手当を支給する。
5 国、他の地方公共団体等から派遣された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。	

- | | |
|---|--|
| <p>6 前2項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の額及び支給については、第2項及び第3項の規定の例による。</p> | <p>5 前項に規定するもののほか、武力攻撃災害等派遣手当の額及び支給については、第2項及び第3項の規定の例による。</p> |
|---|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成25年4月13日以後に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により国、他の地方公共団体等から派遣された職員について適用する。